

# 特車通行許可◆事前登録制度

# ウェブ上で登録・経路表示

(1)

国土交通省は、特殊車両通行許可の申請手続きの迅速化と、過積載など違反車両の取り締まり強化を目的に、事前に登録した車両の通行許可が不要となる新たな制度を2022年春ごろまでに創設するが、事前登録に必要な書類、手続きの流れなどはどうなるのか――。新制度の概要とともに紹介する。

Q 制度を導入する趣旨と目的を教えて欲しい。  
A ドライバー不足などに伴って大型車両の需要が増し、特殊車両の通行許可申請件数も右肩上がりとなり、申請から許可までに要する期間が長期化。一方で、道路の劣化を早める過積載などの違反の取り締まり強化も重要な課題となっている。このため、特殊車両の通行に当たって事前に必要な手続きを簡素化するとともに、過積載などを抑制する観点から、先の通常国会で可決された改正道路法で、通行経路や重量の事後

Q 確認を可能とする新たな制度を創設した。  
A Q 制度の適用対象となる条件や、必要な書類などは。

Q 確認するため、ETC2.0(次世代型自動料金収受システム)車載器が搭載されることが条件となる。

また、重量違反については、積載した貨物の重量を国が確認できるよう、通行後には、荷主からの運送依頼書など重量を証明できる記録の保存が求められる。

Q 「特車ゴールド」制度との違いは何か。

A 特車ゴールドは大型

A 新制度は、通行後に経路や重量の違反を確認できる車両に限り適用する。車両の通行経路を自動で記録し、国(国土交通省)が通信によって経路違反の有無を

Q 「特車ゴールド」制度との違いは何か。

A 特車ゴールドは大型

Q 対象車両の登録からム上で全ての手続きを処理する。利用に当たっては、まず車両諸元(車体の情

A 新制度では、新たに報)、車両に搭載されたETC2.0の情報、重量の構築する申請・審査システ

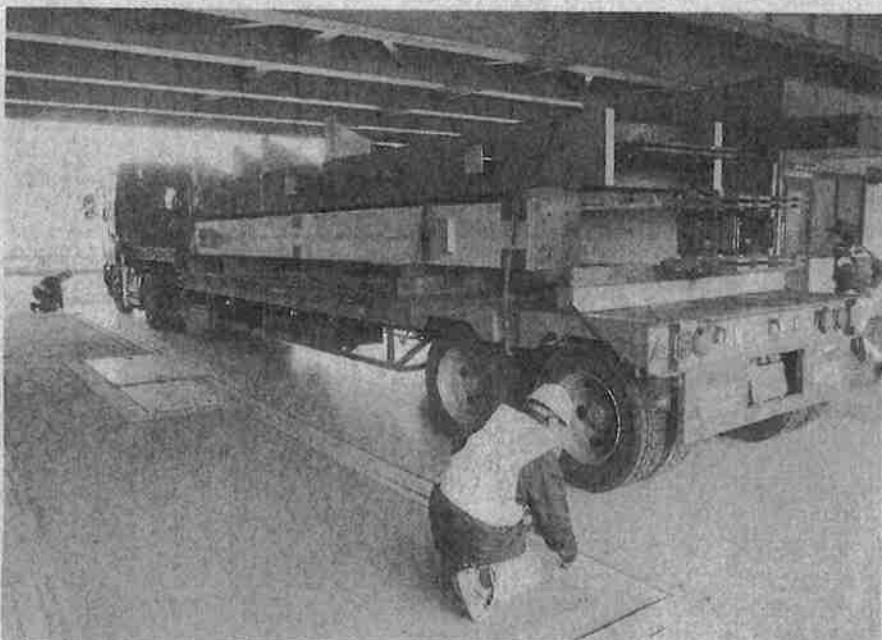
2月に統一。

# ETC2.0搭載が条件

## 国交省 通信で経路違反確認



&amp;



取り締まり基地や自動重量計測装置による取り締まりの強化も図っていく(イメージ写真、一部画像処理)

